

荒川区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月31日

荒川区長 滝 口 学

荒川区規則第67号

荒川区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

荒川区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年荒川区規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(所得の額)		(所得の額)	
第3条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定める額とする。		第3条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定める額とする。	
扶養親族等の数	金額	扶養親族等の数	金額
0人	<u>3,758,000円</u>	0人	<u>3,661,000円</u>
1人以上	<u>3,758,000円</u> に扶養親族等1人につき380,000円を加算して得た額（同法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表において同じ。）、老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、その額に当該同一生計配偶者若しくは老人扶養親族1人につき100,000円を加算して得た額又は特定扶養親族等1人につき250,000円を加算して得た額）	1人以上	<u>3,661,000円</u> に扶養親族等1人につき380,000円を加算して得た額（同法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表において同じ。）、老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、その額に当該同一生計配偶者若しくは老人扶養親族1人につき100,000円を加算して得た額又は特定扶養親族等1人につき250,000円を加算して得た額）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和８年８月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第３条の規定は、令和８年８月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年７月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。